

遺産承継業務報酬規程

○定額報酬として引渡しを受ける相続人等1人当たり5万円(消費税別)。

○引渡し時の財産の価格に応じて次のとおりとする(消費税別)。

承継対象財産の価格	報酬額
5000万円以下	……価格の1.2%+19万円 (但し、最低額を25万円とする)
5000万円以上1億円以下	……価格の1.0%
1億円以上3億円以下	……価格の0.7%
3億円以上	……価格の0.4%

※一部を抜粋して掲載